

事業再生実務における新たなスキームの創設

1 早期事業再生法制定による新たな手続の概要

TOPIC

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 課長補佐

平田卓也

前 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 課長補佐

山口みどり

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 係長

小柳一也

はじめに

2025年6月6日、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（通称「早期事業再生法」。以下、「本法」という）が成立し、同月13日に公布された（令和7年法律第67号）。本法は、附則の一部を除き、公布日から起算して1年6カ月を超えない範囲内、すなわち2026年12月中旬までに施行されることとなる。今後、本法の施行に向けて、政令、経済産業省令、最高裁判所規則の

策定等が進められる予定である。

本法は、倒産前の状態（経済的に窮境に陥るおそれのある段階）の事業者について、公平中立的な第三者機関と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、直接の商取引に影響しない金融債務の整理を迅速に行うことで、早期での事業再生を円滑に行うことができる制度（以下、「本制度」という）を創設する法律である。以下、本法制定の経緯や背景に触れつつ、本法の概要を紹介する。特に断りのない限り、本

記事で引用する法令の条番号は、本法の条番号である。なお、本稿中意見にわたる部分は、執筆者の個人的見解である。

一 早期事業再生法の制定に至る経緯

「成長戦略実行計画」（2021年6月18日閣議決定）において、「私的整理による事業再生を円滑化するため、債権者保護に配慮しつつ、私的整理の利便性の拡大に向けた法制面の検討を図る」と記され、事業再生の環境整備が政府全体として検討

を要する課題として位置づけられた。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022年6月7日閣議決定）においても、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」とされた（注1）。これを受けて、2022年10月から11月にかけて3回にわたり、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局を事務局として、新しい資本主義実現会議の下に、法学者、実務家

事業再生実務における新たなスキームの創設

TOPIC

2 早期事業再生法と事業再生実務への影響と期待 ―「第三の手続」の意味―

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士

山口みどり

はじめに

本稿では、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（通称「早期事業再生法」。以下、「本法」という）が事業再生実務に与える影響について述べる。

本法の制定により、事業再生実務において、新たな債務調整手法の選択肢が加わることとなる（注1）。本法の施行後、手続選択等の観点から、現行の事業再生手続との棲み分けの実務も積み重なることが期待される。特に、本制度は、法的整理手続とも私的整理手続とも異なる

る「第三の手続」として新たに位置づけられたが（注2）、本稿においては、立法過程での議論にも言及しつつ、現行の事業再生手続との相違点、すなわち「第三の手続」が具体的に意味することに焦点を当て、それらの違いから実務上の影響や留意点を整理する。

なお、筆者は2025年10月初旬まで経済産業省に在籍し、本制度の立案に従事したが、本稿中意見にわたる部分は個人的見解であり、現在または過去に所属する組織の見解を代表するものではない。

特に断りのない限り、本稿で引用する法令の条番号は、本法

の条番号である。また、定義なく用いる略語については、平田卓也ほか「早期事業再生法制定による新たな手続の概要」本号4頁以下と同様の意味であり、本稿の傍線はすべて筆者による。

一 早期事業再生法は倒産法ではないこと

本法といわれる倒産法（民事再生法、会社更生法等）を区別する点として、主に次の点が挙げられる。

①本制度は、経済的窮境に陥る前の段階、つまり倒産状態に陥る

前の段階で利用可能であること（3条1項柱書、同項1号）（注3）。

②手続の対象となる債権が、本法に定める債権（3条1項の確認の時に「金融機関等」が有する「貸付債権等」）に限られること（2条3項、1項、2項）。

③手続開始時点で事件が裁判所に係属せず、その関与は、権利変更決議の認可、強制執行等および担保権実行手続の中止命令に限定されていること。他方で、経済産業大臣の指定を受けた指定確認調査機関が手続全般に関与すること。

④③に関連して、本法の手続は、対象債権者集会における権利変更決議および裁判所の認可による対

外為法における適法性の確認義務の 履行方法に関する考え方(上)

御堂筋法律事務所 東京事務所 弁護士 岡崎 頌央



はじめに

「外国為替及び外国貿易法」(以下、「外為法」という) 17条等は、銀行等に対し、顧客の支払等(注1)に係る為替取引等を行う場合、事前に一定の事項を確認する義務(以下、「適法性の確認義務」という)を課している。

適法性の確認義務を履行するために求められる対応は、財務省国際局「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守

に関するガイドライン」(以下、「外為GL」という)に規定されており、さらに、外為GLにおいて求められる対応に関する考えが、財務省国際局調査課為替実査室「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&A」(以下、「GLQA」という)において示されている。

本年7月、GLQAの改訂により、被仕向送金を取り扱う場合における適法性の確認義務の履行方法に関するQ&A等が新設された(以下、「2025年改訂」

という)。2025年改訂により、改めてリスクベース・アプローチによる適法性の確認義務の履行方法に関する考えが明確化されたと考えられる。

本稿は、2025年改訂において示された考え方も含め、適法性の確認義務の履行方法の整理を試みるものである。

一 適法性の確認義務とは

1 外為法の規定

適法性の確認義務とは、銀行

【図表1】外為法上必要な許可を受けたうえで行う為替取引

(i)	外為法 16 条 1 項から 3 項により許可を受けるべき支払等
(ii)	外為法 21 条 1 項または 2 項により許可を受けるべき資本取引に係る支払等
(iii)	外為法 24 条 1 項または 2 項により許可を受けるべき特定資本取引に係る支払等
(iv)	外為法 25 条 6 項により許可を受けるべき役務取引等に係る支払等
(v)	届出をする義務が課された対内直接投資等のうち、外為法 27 条 3 項 3 号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして、同条 1 項により政令で定められたものに係る支払等
(vi)	外為法 52 条により承認を受ける義務が課された貨物の輸入(経済産業大臣が当該承認を受ける義務を課したものに限り)に係る支払等

(出所) 外為法 17 条、外国為替令 7 条より筆者作成

2025年通常国会成立の 金融関係法の概要(下)

本誌前号22頁以下では、第217回通常国会（以下、「本国会」という）で成立した金融機関の業務に関連する法律のうち、実務の取扱いに関して大きく影響するであろう「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」および「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」をとりあげた。本号では、これに引き続き、金融機関の業務や組織としての取組みに関連すると考えられる法律の改正をとりあげ、その概略を報告するものである（「公益通報者保護法の一部を改正する法律」については、本誌930号4頁以下に改正内容が掲載されているため、そちらをご参照願いたい）。

一 資金決済に関する法律（資金決済法）の一部を改正する法律

1 改正内容

本国会で「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」が

成立し、2025年6月13日に公布された。なお、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（以下、一において、単に条文を示す場合、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という）の当該改正施行後の条文を示す）。

金融がデジタル化等の進展を遂げるなか、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産や電子決済手段（ステーブルコイン）に関する規制や、資金移動業に関する規制を見直す必要があること

から、今回の改正となったものである。同改正の内容の主なものとして、暗号資産・電子決済手段関連の改正としては、①暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入、②信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付資産の管理・運用の柔軟化、③暗号資産等取引に係る仲介業の創設といったものがあり、資金移動業関連の改正としては、④国境をまたぐ収納代行（クロスボーダー収納代行）への規制の適用、⑤資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化と



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士
川村 英二 古澤 陽介

超高齢社会に対応する 財産の管理承継の道標

あさひ法律事務所 弁護士

片岡 雅

はじめに

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により、成年後見制度をさらに利用しやすくするために成年後見制度の見直しについて、法制審議会民法部会で検討が進められている。

資産運用に関しては、資産運用立国議員連盟の「資産運用立国2・0に向けた提言」において、長寿化の進展により高齢期に向けた資産形成・管理の重要性が高まっているとして「プラチナNISA」の導入など退職

世代向けの資産運用サービスの充実が提言されている。

2025年6月13日に閣議決定された規制改革実施計画においては、「超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理の推進」が掲げられ、法務省と金融庁が連携して、信託制度や民事信託（親族間で活用する信託）の活用方法を国民に広く周知することになった。

これらの制度の見直しや施策の推進に伴って、退職世代以降の高齢者の財産の管理と承継の

方法や、高齢者と金融機関との取引のあり方は大きく変化していく可能性がある。

金融機関にとっては、こうした変化は高齢者の財産の管理、運用、承継に関する新しい商品やコンサルティングサービスなどビジネスを展開するチャンスにもなり得る。

本稿では、制度の見直しや施策の内容について概観しながら、今後の商品やサービスの可能性について考えてみることにしたい。

一 成年後見制度の見直し

1 見直しの方向性

法定後見制度に関しては、①制度を利用する動機（例えば、遺産分割協議）が解決しても本人の判断能力が回復しない限り（＝回復しなければ本人が亡くなるまで）利用をやめることができない、②後見人には包括的な取消権と代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある、③本人の状況

懸念される手形・小切手廃止が

もたらす思わぬ影響

金融・銀行アナリスト 金子 修

はじめに

2027年度初めに全国銀行協会の電子交換所が業務を終了し、紙の手形・小切手は完全に姿を消す見通しである。これにより、偽造や盗難リスクの低減、ならびに事務負担の軽減といったメリットが期待される一方で、手形・小切手が果たしてきた「信用力のシグナリング機能」が失われる。中小企業や地域金融機関にとっては、その影響は決して小さくない。

本稿では、手形・小切手の「信用力のシグナリング機能」に注目し、手形・小切手廃止がもたらす影響と、今後、地域金融機関がとり得る打開策を探っていく。

一 電子化が進むなかで の手形・小切手廃止

近年、ペーパーレス化の進展に伴い、手形・小切手は時代遅れの決済手段とみなされつつある。2017年に策定された「未来投資戦略2017」では、その電子化方針が明記され、全国銀行協会においても全面的な電子化に向けた議論が進められてきた。

検討の過程では、紙媒体の手形・小切手に伴う偽造・盗難リスクや、振出時の記入・押印と

いった煩雑な手続が問題視された。2021年7月には、全国銀行協会が2026年度末までに交換枚数ゼロを目指す方針を公表し、さらに2025年3月には、2027年度初（報道によれば4月）をもって電子交換所の業務を終了する旨を発表している（注1）。

インターネットバンキングの利便性や安全性が手形・小切手を凌駕するのであれば、自然な動きとしてその利用は急速に減少するはずである。しかしながら最近、減少ペースは鈍化している。全国銀行協会によると、2023年の手形・小切手の交

換枚数は2468万枚と前年比690万枚減少したが、2024年は1967万枚、前年比501万枚減と削減ペースが鈍化した（注2）。その背景には、長年の商慣行として定着してきたため、振出側の企業に心理的抵抗がある点が挙げられる。また、受取側にも紙媒体を支持する企業が一定数存在している。

二 手形・小切手ならではの機能

このように、手形・小切手の利用に固執する企業は、金融業界内では「岩盤先」とよばれているようであるが、単に時代遅